

「法人税の申告期限について」カンタン解説

東京メトロポリタン税理士法人
税理士 後藤 文

1. 通常の申告期限

法人は、事業年度終了後2ヶ月以内に、法人税等を計算して税務署に申告書を提出し、納付まで完了させなければいけないことになっています。

赤字であった場合（納税がない場合）も申告書だけは提出しておかないといけません。

申告書を、2ヶ月以内にちゃんと提出した場合を「期限内申告」といい、期限を過ぎしてから提出した場合を「期限後申告」といいます。

※消費税の場合は、納税額がないとき（還付の場合）は、申告をしなくてもよいことになっています。ただし、申告をしないと還付を受けられませんので、必ず申告をしましょう。

2. 延滞税・加算税

申告書の提出が遅れてしまった場合は、「延滞税」や「無申告加算税」というペナルティが課されます。（税額を元に計算されるので、納税がない場合は課されません。）

また、申告書は提出したものの、納付を期限内にしなかった場合にも「延滞税」は課せられます。

これらは、決まりを守らなかったことによるペナルティなので、税金を計算するうえでも、経費にはなりませんので注意が必要です。

3. 申告期限が休みの日の場合

申告月の末日が土日祝日である場合は、税務署も閉まっており受付ができないため、申告と納付の期限は、休み明けの日となります。たとえば極端な場合、末日が祝日、翌月1日が土曜日、2日が日曜日の場合は、申告・納付期限は3日となります。

4. 消印でもOK！

申告書を提出する際には、期限までに税務署に届いていなくても、**郵便局での「消印日付」イコール「提出日付」**とすることになっています。

期限日中24時までには、郵便局に持ち込めば期限には間に合ったことになるのです。この場合には、簡易書留などで証拠を残しておく必要がありますね。
(ですが、できるだけ余裕を持った申告をしましょうね。)

※宅配便の場合は、税務署に到着した日が提出日となるので、注意が必要です。

5. 申告期限の延長と利子税

上場会社やその子会社、あるいは上場を目指している会社などは、監査法人の監査を受けなければならないため、2ヶ月以内の申告・納税ができないケースが発生します。

また、特に監査法人の監査を受けなくても、社内の手続き上、2ヶ月以内の申告・納税が厳しい会社もあります。

このような場合には、**税務署に理由を付して申請をすれば、1ヶ月間の申告期限の延長をすることができます。**事業年度終了後3ヶ月以内に、申告・納税すればいいわけですね。

ただし、この場合はその延長した期間に応じて、**利子税という利息相当の税金を支払わなくてはなりません。**ただ、これはペナルティではないので、会社の経費になります。

とはいえ、税額によっては利子税も多額になってしまうので、2ヶ月以内に概算で納税だけは済ませている会社が多いようです。(見込み納付といいます)

注意しなくてはいけないのは、地方税も別個に延長の申請が必要だということです。法人税を申請したので安心してしていると、地方税が申請もれで、無申告加算金を取られるというケースもありますので、地方税の申請を忘れないように注意してくださいね。

※消費税の場合は、このような申告期限延長の特例はありませんので、注意が必要です。

(結局、消費税は2ヶ月以内に決着をつけないといけないので、法人税での延長のうまみはあまり感じられないものとなっています・・・)

以上、法人税等の申告期限についてカンタンに説明しましたが、ご不明な点は、弊社担当者までお気軽にお問い合わせください。